

## ～ご協力のお願い～

### 【団体調査】

日頃より、市政の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、草津市では、「助け合い・支え合い」を未来へつなげるまち”を基本理念とする「第4期草津市地域福祉計画」に基づき、いつまでも健幸で地域力のあるまちをめざし、各種取組を進めております。

このたび、本計画の計画期間が令和7年度をもって満了となりますことから、次期社計画（第5期草津市地域福祉計画）を策定することといたしました。

つきましては、計画策定にあたりましての貴重な資料とするため、日頃から福祉活動に取り組んでいただいている皆様の福祉に関するお考えやご意見をお聞かせいただきたく、お忙しい中、誠に恐れ入りますが、本アンケート調査にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和6年11月

草津市長 橋川 渉

- このアンケート調査は、日頃から福祉活動やまちづくりに取り組んでいただいている団体等へ送付しております。
- このアンケート調査とは別に、無作為で選ばしていただいた市民3,000人への調査も並行して実施しておりますのでご承知おきください。
- このアンケート調査は無記名で実施しますので、記入された個人が特定されることはありません。
- このアンケート調査で回答していただいた内容は、「第5期草津市地域福祉計画」策定の基礎資料として使用します。その他の目的で使用することは一切ありません。

#### 《ご記入に当たって》

- 回答は、この調査票が届いた時点の状況でご記入ください。
- 回答は、所属する団体のお立場でご記入ください。
- 回答は、直接本調査票に直接ご記入ください。
- それぞれの設問について、当てはまる番号を○で囲んでください。

回答いただいた調査票は、令和6年12月 日（ ）までに同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずに郵便ポストに投函してください。

※インターネット(パソコン・スマートフォン)で回答いただく場合は、**裏面**をご覧ください。

- ・インターネットで回答いただく場合は、調査票への記入と返送は不要です。
- ・インターネットと郵送で重複して提出された場合はインターネットの回答を優先します。

## ○インターネットによる回答

右の二次元コードを読み込むか、下記のURLにアクセスしIDを入力してください。

※IDは重複回答を防ぐもので、個人を特定するものではありません。

インターネットでご回答いただく場合は、調査票の返送は不要です。

URL:

ID : 9999



## よくあるご質問

### 1. 回答することで、自分の情報が漏えいすることはありますか？

調査票には、記入された個人を特定する項目はありません。調査票を返送する際は、調査票や返信用封筒には名前や住所などの情報は一切書かずに御返送ください。

また、インターネット回答の場合でも、個人が特定されることはありません。

### 2. 回答した結果は何に使われるのですか？

いただいた回答は、統計的に処理をしたうえで集計結果を報告書にまとめ、第5期草津市地域福祉計画の策定にあたっての基礎資料として活用します。

### 3. 回答しなくてもいいですか？

今回の調査は任意で御協力いただくものですが、より正確な調査とするために多くの団体に回答いただきたいと考えております。

調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

#### 《お問い合わせ先》

草津市健康福祉部 健康福祉政策課 健康福祉政策係

電話：077-561-2360 FAX：077-561-2482

メール：kenkofukushi@city.kusatsu.lg.jp

# ◇◇◇ 調査票に回答いただく前にお読みください ◇◇◇

## ★「地域福祉」とは★

「地域福祉」とは、一人ひとりが地域社会の一員であることを認識しつつ、助け合い・支え合いの精神のもとに安心して暮らせるよう、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」を包括的に連動させ、地域の福祉課題の解決に取り組むことです。

### ■ 「自助」・「互助」・「共助」・「公助」について

#### 「自助」とは

日常生活において、自分でできる範囲のことは自分で行き、住民一人ひとりが豊かな生活を送るために努力すること。

#### 「互助」とは

近隣の人との日頃の声かけや見守りをはじめ、ボランティアや住民組織での活動など、住民同士の助け合い・支え合い。

#### 「共助」とは

介護保険、医療保険などの相互負担による社会保険制度を活用し、必要に応じて様々なサービスを受けること。

#### 「公助」とは

税の負担による公的サービスのことで、高齢者・障害者・生活困窮者などの生活保障や権利擁護などのこと。

### ■ 求められる「地域福祉」の姿とは？

○少子高齢化や家族形態の変化にともない、一人ひとりが抱える生活課題も多様化しています。これらに対応するには、個人の努力や行政による福祉サービスだけでは不十分であり、地域で暮らす住民が身近にある様々な福祉ニーズに関心を寄せ、地域全体で課題の解決に取り組むことが求められています。

○社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、持続可能な地域を創造していくことが必要です。

○「自助」・「互助」・「共助」・「公助」を、時代に即した形で有機的・総合的なネットワークとして結び付け、そのネットワークの力によって福祉課題を解決していくことが、求められる地域福祉の姿と言えます。



## 1. 貴団体のことについて

団体等の名称			
団体等の会員数	人	発足して何年	年

問1 貴団体が草津市内で行っている活動分野をお答えください。  
(当てはまる番号すべてに○)

1. まちづくりに関すること	2. 高齢者福祉に関すること
3. 障害者（児）福祉に関すること	4. 子育て支援に関すること
5. 社会教育・障害学習に関すること	6. 健康増進に関すること
7. 災害対策・防犯に関すること	8. ボランティア活動に関すること
9. その他（	）

問2 貴団体が主に活動されている地域をお答えください。(当てはまる番号すべてに○)

1. 志津小学校区	2. 志津南小学校区	3. 草津小学校区
4. 草津第二小学校区	5. 渋川小学校区	6. 矢倉小学校区
7. 老上小学校区	8. 老上西小学校区	9. 玉川小学校区
10. 南笠東小学校区	11. 山田小学校区	12. 笠縫小学校区
13. 笠縫東小学校区	14. 常盤小学校区	
15. 草津市内全域	16. その他（	）

## 2. 地域課題について

問3 貴団体が活動されている地域において、次のような世帯を見たり、聞いたりしたことがありますか。(当てはまる番号すべてに○)

1. 大量のゴミが自宅や周辺に放置されている世帯
2. 高齢者のみの世帯で、世帯員同士が介護している世帯
3. 近隣や地域と関りをもたない世帯
4. 自宅に引きこもっている人がいると思われる世帯
5. 未成年者が親の介護などを行っている世帯
6. 子育てと親の介護を1人で抱えている人がいる世帯
7. 家族間で虐待が疑われる世帯
8. 上記以外で深刻な課題を抱える世帯 (具体的に：)
9. 課題となるような問題を抱える世帯を見たり聞いたりしたことはない

問4 問3で「1」～「8」の世帯を支援した、または支援しようとしたことはありますか。  
(1つに○)

1. はい	2. いいえ
-------	--------

問4で「1. はい」と回答された方にお聞きします。(当てはまる番号すべてに○)

問5 支援している中で困りごとがありましたか。

- |                                   |
|-----------------------------------|
| 1. 繋げるべき相談・支援機関がわからなかった(わかりにくかった) |
| 2. 相談・支援機関が複数にまたがり連絡や調整が面倒だった     |
| 3. 相談・支援機関の役割が不明確だと感じた            |
| 5. 個人情報の取り扱いが厳しいため支援がむずかしかった      |
| 6. 本人または家族から支援を拒否された              |
| 7. その他 ( )                        |

### 3. 地域福祉に関する参加状況や活動状況について

問6 次の項目について、貴団体の参加状況や活動状況をお答えください。  
(当てはまる番号それぞれに○)

	よくある	時々ある	あまりない	ほとんどない
ア. 福祉に関する研修会やボランティア講座、セミナーなどへの参加	1	2	3	4
イ. 地域の福祉課題を話しあう会議や懇話会への参加	1	2	3	4
ウ. 小地域福祉活動(※1)への参加	1	2	3	4
エ. 地域住民に対する福祉活動への勧誘や情報の発信	1	2	3	4

(※1) 小地域福祉活動とは・・・

住民の日常的な暮らしにおいて、身近でなじみのある町内会や小学校区等の地域を範囲として、住民が主体となって行う組織的な福祉活動のことです。

問6の「ア」～「エ」のいずれかで、「3」または「4」と回答した方にお聞きします。

問7 参加できない、しない理由をお答えください(当てはまる番号すべてに○)

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 1. 時間帯や曜日など日程が合わない | 2. 本来の活動が忙しい     |
| 3. 人的余裕がない         | 4. 団体の趣旨や方針に合わない |
| 5. 必要性を感じない        | 6. 参加を断られたことがある  |
| 7. その他 ( )         |                  |

問8 貴団体が地域で活動することについて、住民に理解されていないと感じることはありますか。(1つに○)

- |       |         |           |           |
|-------|---------|-----------|-----------|
| 1. ある | 2. 時々ある | 3. ほとんどない | 4. まったくない |
|-------|---------|-----------|-----------|

問9 貴団体が今後活動するうえで特に協力・連駆したい団体や組織はありますか。(3つまで○)

- |                               |             |                  |
|-------------------------------|-------------|------------------|
| 1. まちづくり協議会                   | 2. 町内会      | 3. マンション管理組合     |
| 4. 福祉事業所                      | 5. 医療機関     | 6. 民間企業          |
| 7. スポーツ、文化団体                  | 8. 教育、保育機関  | 9. PTA、保護者会      |
| 10. 子育て支援団体                   | 11. 防災、防犯組織 | 12. 行政(市役所、保健所等) |
| 13. 中間支援組織(社会福祉協議会、コミュニティ事業団) |             |                  |
| 14. その他( )                    |             |                  |

#### 4. 不安や悩みへの支援について

問10 日常の活動中で、よく見聞きする住民の不安や悩みをお答えください。(3つまで○)

- |                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| 1. 日常の金銭管理(日用品の購入など) | 2. 身体的なこと(病気や障害など) |
| 3. 契約のこと(サービス利用など)   | 4. 家や土地などの財産管理や処分  |
| 5. 相続や遺言             | 6. 自身や家族の介助・介護のこと  |
| 7. 地域での人間関係          | 8. 仕事に関すること        |
| 9. 子育てや教育のこと         | 10. 日常の交通・移動手段のこと  |
| 11. 経済的なこと           |                    |
| 12. その他( )           |                    |
| 13. 特に見たり聞いたりすることはない |                    |

問11 不安や悩みを抱える方を適切な支援につなげるためにどのような取組が特に重要だと思いますか。(3つまで○)

- |                           |
|---------------------------|
| 1. 福祉の制度や支援機関に関する情報が学べる講座 |
| 2. 相談・支援に関する情報提供          |
| 3. 支援につながらない世帯への訪問型支援     |
| 4. ワンストップで不安や悩みを相談できる窓口   |
| 5. 社会参加のきっかけづくとなる居場所の充実   |
| 6. 支援団体等の連携を促進するコーディネート   |
| 7. 専門家への相談がしやすい環境づくり      |
| 8. SNSなどを活用した相談窓口         |
| 9. その他( )                 |

## 5. 福祉への関心や福祉活動について

問12 福祉に関する活動や仕事において、やりがいや楽しさを感じるのはどのようなときですか。（当てはまる番号すべてに○）

1. 誰かの助けになったと実感するとき
2. 誰かに喜んでもらえるとき
3. 誰かに頼られたり相談されたりするとき
4. 地域や団体の人と一緒に活動していると実感するとき
5. 地域や誰かの課題を解決できたと実感するとき
6. 地域や団体の人と目標に向かって努力しているとき
7. ひとつの仕事や活動をやり遂げたと実感するとき
8. その他（ )
9. 特にない

問13 貴団体が福祉に関する活動や仕事をするなかで、困ることや苦勞することは何ですか。（当てはまる番号すべてに○）

1. 活動場所が少ない（ない）
2. 活動を進めていく上でのリーダーがいない
3. 活動に関して相談をする相手がいない
4. 活動に必要な研修・学習機会が少ない（ない）
5. 活動に必要な情報が少ない（ない）
6. 活動に必要な資金が足りない
7. 活動に参加するための交通手段がない
8. 住民の理解や協力が得られない
9. 所属する団体内での人間関係がうまくいかない
10. 活動がマンネリ化している
11. 活動の運営方法がうまくいかない
12. 他の団体との情報共有や連携が難しい
13. 継続的な福祉活動が難しい
14. その他（ )
15. 特にない

## 6. 福祉に関するしくみや制度について

問14 次の名称や内容についてご存じですか。(当てはまる番号それぞれに○)

### ア. 地域包括ケアシステム (※2)

1. 名称も内容も知っている
2. 名称は知っているが内容は知らない
3. 名称も内容も知らない

(※2)地域包括ケアシステムとは…

高齢者が、生活支援や介護予防、介護が必要となった場合に、施設や在宅で受けられる介護サービス等を通じて、重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療と介護の連携など、住まい・医療・介護・予防生活支援が一体的に提供される体制のことです。

### イ. 生活困窮者自立支援制度 (※3)

1. 名称も内容も知っている
2. 名称は知っているが内容は知らない
3. 名称も内容も知らない

(※3)生活困窮者自立支援制度とは…

生活困窮者の抱える課題が複雑で多様化していることを背景として、そのような状況にある生活困窮者の尊厳を守り、その意思を尊重しながら、地域社会の中で生活を立て直して、少しずつ自立していけるように、従来の縦割りではない横断的な支援を実現していく制度です。

### ウ. 成年後見制度 (※4)

1. 名称も内容も知っている
2. 名称は知っているが内容は知らない
3. 名称も内容も知らない

ウで「1. 名称も内容も知っている」を選んだ方にお聞きします。

問15 成年後見制度には主に法定後見制度と任意後見制度がありますが、このうち「任意後見制度」があることを知っていますか。(1つに○)

1. 知っている
2. 知らない

(※4)成年後見制度とは…

法定後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人の法律行為(財産管理や契約の締結等)を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消す等の保護や支援を行う民法の制度です。

また、任意後見制度は、ご本人の判断能力が十分にあるときに、将来認知症等になってしまう場合に備えて財産管理などサポートして欲しい内容を契約し、判断能力が低下したときに任意後見人が委任された事務をご本人の代わりに行います。



## エ. 社会を明るくする運動（※5）

1. 名称も内容も知っている
2. 名称は知っているが内容は知らない
3. 名称も内容も知らない

（※5）社会を明るくする運動とは・・・

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

（※5）の説明をお読みいただき次の問にお答えください。

問16 再犯防止のために、何が必要だと思いますか。（当てはまる番号すべてに○）

1. 犯罪をした人を支援する相談窓口を充実すること
2. 犯罪をした人が、仕事に就く機会を充実することや協力雇用主を増やすこと
3. 犯罪をした人が、就業できるように学習支援や資格取得の支援を行うこと
4. 犯罪を地域の問題として捉え、地域ぐるみで再犯防止に向けた支援をすること
5. 犯罪をした人が、刑期を終えた後などに住むことができる場所を提供すること
6. 社会の一員としての自覚を高めるため、犯罪をした人にも地域活動やボランティア活動に参加してもらうこと
7. 犯罪をした人への支援ネットワーク（病院、学校、福祉施設などの機関や民間団体で構成）を作ること
8. 住民に対して、再犯防止について広報・啓発活動をすること
9. その他（）
10. 特にない

## オ. 地域共生社会（※6）

1. 名称も内容も知っている
2. 名称は知っているが内容は知らない
3. 名称も内容も知らない

（※6）地域共生社会とは・・・

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会のことです。

（※6）の説明をお読みいただき次の問にお答えください。

問17 「地域共生社会」の実現に向けて、地域の様々な団体の連携をさらに深めたり活発にするために、必要な取組は何だと思いませんか。（当てはまる番号すべてに○）

1. 地域包括ケアシステムの推進・拡充
2. 介護保険と障害福祉サービスを同じ事業所で提供できる共生型サービスの推進・拡充
3. 各地域における福祉に関する課題の共有
4. 本人・世帯の属性や状況にかかわらず受け止める「断らない相談支援体制」の構築
5. 本人・世帯の状態に合わせた就労支援、居住支援など、社会への参加支援
6. 多世代交流や多様な活躍の機会や役割を生み出す地域づくり・支援
7. 個人や世帯が抱える複雑で多様化した課題を制度の狭間に落とさない取組
8. その他（）
9. 特にない

## 7. 福祉に関する施策全般について

問18 みんなで地域社会を支え合いながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるまちを実現するために、どのような施策や取組が必要だとお考えですか。

(当てはまる番号すべてに○)

1. 在宅福祉サービスの充実
2. 施設サービスの充実
3. 相談窓口や相談員の充実
4. 福祉に関する情報提供の充実
5. ボランティアコーディネーター（※1）や生活支援コーディネーター（※2）などの拡充
6. 手当や助成など、住民に対する経済的支援の充実
7. 施設や交通機関などにおけるバリアフリーの推進
8. 日常の交通や移動手段の確保
9. 地域活動や福祉活動への公的支援の充実
10. 地域活動や福祉活動を担う人材の育成
11. 地域において誰もが気軽に集い交流できる場の充実
12. 健康づくりや生きがいづくりの場の充実
13. 住民同士の活動や交流が活発になる施策や支援
14. 福祉に関する教育や研修の充実
15. 災害に備えた体制の整備と住民の防災意識の向上に資する取組
16. その他（）
17. 特にない

（※7）ボランティアコーディネーターとは・・・

ボランティアを行いたい人とボランティアを受けたい人の調整や、ボランティア活動への関心を高めるプログラムの提供等を行う人のことです。

（※8）生活支援コーディネーターとは・・・

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人のことです。

問19 「みんなが安心して暮らせるまちづくり」のためにはどのようなことが必要だと思いますか。あなたのお考えやご意見をご自由にお書きください。

アンケートへのご協力ありがとうございました。